

令和7年2月27日（木）

## 1 目 目

（条例・補正予算等上程及び一部採決、常任委員会付託）

（令和7年度当初予算上程、予算特別委員会設置・付託）



令和7年2月27日～3月18日

町議会定例会会議録

令和7年2月27日第1回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

|            |            |
|------------|------------|
| 第1番 隅内 和男  | 第2番 松本 信明  |
| 第3番 鶴見 典明  | 第4番 田崎 幸夫  |
| 第5番 上村 康幸  | 第6番 篠塚 啓一  |
| 第7番 志鳥 勝則  | 第8番 海老原友子  |
| 第9番 勝山 修輔  | 第10番 津野田重一 |
| 第11番 田村 稔  | 第12番 稲見 敏夫 |
| 第13番 小川 公威 | 第14番 稲川 洋  |

2. 出席議員は、次のとおりである。

|            |            |
|------------|------------|
| 第1番 隅内 和男  | 第2番 松本 信明  |
| 第3番 鶴見 典明  | 第4番 田崎 幸夫  |
| 第5番 上村 康幸  | 第6番 篠塚 啓一  |
| 第7番 志鳥 勝則  | 第9番 勝山 修輔  |
| 第10番 津野田重一 | 第11番 田村 稔  |
| 第12番 稲見 敏夫 | 第13番 小川 公威 |
| 第14番 稲川 洋  |            |

3. 欠席議員

第8番 海老原友子

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大山 光夫 書記（総務係長） 諏訪 満里  
書記（主査） 山崎 圭美

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

|                |       |            |       |
|----------------|-------|------------|-------|
| 町 長            | 星野 光利 | 副 町 長      | 和田 裕二 |
| 教 育 長          | 氷室 清  | 総務課長       | 星野 和弘 |
| 企画課長           | 柴 光治  | 税務課長       | 信夫 一行 |
| 住民課長           | 高橋 文枝 | 地域生活課長     | 沢邊 孝  |
| 健康福祉課長         | 海老原昌幸 | 子ども家庭課長    | 浜野 知子 |
| 農政課長兼農業委員会事務局長 | 松本 勝彦 | 商工課長       | 保坂 武志 |
| 都市建設課長         | 神永 理  | 建築課長       | 星野 敏克 |
| 上下水道課長         | 猪瀬 保夫 | 会計管理者兼会計課長 | 日野 妙子 |
| 教育総務課長         | 佐藤 史久 | 生涯学習課長     | 深谷 昇  |
| デジタル推進室長       | 田仲 進壽 |            |       |

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

|       |                                                                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                                                                                  |
| 日程第2  | 会期の決定                                                                                                       |
| 日程第3  | 議案第1号 町長の専決処分の承認を求めることについて（令和6年度上三川町一般会計補正予算（第7号）に関する専決処分）                                                  |
| 日程第4  | 議案第2号 町長の専決処分の承認を求めることについて（令和6年度上三川町一般会計補正予算（第8号）に関する専決処分）                                                  |
| 日程第5  | 議案第3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて                                                                            |
| 日程第6  | 議案第4号 財産の取得について（中学校教師用指導書）                                                                                  |
| 日程第7  | 議案第5号 財産の取得について（上三川町立学校給食センター食器洗浄機等）                                                                        |
| 日程第8  | 議案第6号 財産の取得の変更について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設（子育て支援センター部分を除く）に係る什器等）（追認）                                        |
| 日程第9  | 議案第7号 工事請負契約の変更について（道路改良工事）（追認）                                                                             |
| 日程第10 | 議案第8号 工事請負契約の変更について（道路改良工事）（追認）                                                                             |
| 日程第11 | 議案第9号 上三川町個人情報保護法施行条例の一部改正について                                                                              |
| 日程第12 | 議案第10号 上三川町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について                                                                      |
| 日程第13 | 議案第11号 上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について                                                                 |
| 日程第14 | 議案第12号 上三川町行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について                           |
| 日程第15 | 議案第13号 上三川町国民健康保険税条例の一部改正について                                                                               |
| 日程第16 | 議案第14号 上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について                                                        |
| 日程第17 | 議案第15号 情報通信技術の活用による行政手續等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第16号 上三川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                                                           |
| 日程第19 | 議案第17号 上三川町保健福祉業務嘱託員条例の一部改正について                                                                             |
| 日程第20 | 議案第18号 上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                                                             |
| 日程第21 | 議案第19号 上三川町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について                                           |
| 日程第22 | 議案第20号 町道路線の認定について                                                                                          |
| 日程第23 | 議案第21号 上三川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につ                                                                      |

いて

|        |        |                                    |
|--------|--------|------------------------------------|
| 日程第24  | 議案第22号 | 上三川町下水道条例の一部改正について                 |
| 日程第25  | 議案第23号 | 令和6年度上三川町一般会計補正予算（第9号）             |
| 日程第26  | 議案第24号 | 令和6年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）     |
| 日程第27  | 議案第25号 | 令和6年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）       |
| 日程第28  | 議案第26号 | 令和6年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）      |
| 日程第29  | 議案第27号 | 令和6年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）           |
| 日程第30  | 議案第28号 | 令和7年度上三川町一般会計予算                    |
| 日程第31  | 議案第29号 | 令和7年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算            |
| 日程第32  | 議案第30号 | 令和7年度上三川町介護保険事業特別会計予算              |
| 日程第33  | 議案第31号 | 令和7年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算             |
| 日程第34  | 議案第32号 | 令和7年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算            |
| 日程第35  | 議案第33号 | 令和7年度上三川町水道事業会計予算                  |
| 日程第36  | 議案第34号 | 令和7年度上三川町下水道事業会計予算                 |
| 追加日程第1 | 議案第35号 | 上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について |
| 追加日程第2 | 議案第36号 | 上三川町職員の旅費に関する条例の一部改正について           |



午前10時00分 開議

○議長【稲川 洋君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【稲川 洋君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【稲川 洋君】 御着席ください。

令和7年第1回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定をはじめ、令和7年度当初予算などの重要議案が提出されています。議員各位には、慎重に審議を尽くした上で、建設的な意見を述べられ、町民の負託に応えられますよう御期待いたします。また、議会運営につきましても御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ただ今から令和7年第1回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は13人です。

なお、8番、海老原友子君から欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

---

(欠席議員 8番 海老原友子君)

○議長【稲川 洋君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【大山光夫君】 それでは、諸般の報告をいたします。

監査関係では、例月現金出納検査結果が、令和6年11月分から令和7年1月分までの3カ月分、提出されております。

また、組合議会関係では、令和6年第3回石橋地区消防組合議会定例会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【稲川 洋君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、13番・小川公威君、1番・隅内和男君を指名いたします。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営副委員長の報告を求めます。6番、議会運営副委員長、篠塚啓一君。

(6番・議会運営副委員長 篠塚啓一君 登壇)

○6番・議会運営副委員長【篠塚啓一君】 本日招集されました令和7年第1回町議会定例会の会期・運営につきまして議長より諮問され、2月7日及び21日に議会運営委員会を開き協議をしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は議案36件、一般質問通告者は8人であります。

会期につきましては、本日2月27日から3月18日までの20日間といたしました。

1日目の本日は、会期等の決定後、執行部からの議案の全てを上程し、議案第1号、議案第2号の町長の専決処分の承認について及び議案第6号から議案第8号の（追認）、議案第11号の条例等の一部改正、議案第23号から議案第27号までの補正予算につきましては、委員会付託を省き、提案理由の説明後、全体質疑・討論を行い、本日採決をお願いいたします。

議案第3号につきましては、人事案件のため、提案理由の説明後、質疑・討論を省き、採決をお願いいたします。

議案第4号、議案第5号、議案第9号、議案第10号、議案第12号から議案第22号まで、議案第35号及び議案第36号につきましては、提案理由の説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

議案第28号から議案第34号までの令和7年度当初予算につきましては、提案理由の説明後、予算特別委員会を設置し、審査をお願いいたします。

2日目から5日目は休会といたします。

6日目、7日目は、一般質問をくじで決定した順により8人が行い、6日目4人、7日目4人といたしました。

8日目は休会といたします。

9日目、12日目は、常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。なお、委員会の開会は午前9時をお願いいたします。

10日目、11日目は休会といたします。

13日目、14日目、15日目及び19日目は、予算特別委員会を開き、令和7年度当初予算の審査をお願いいたします。なお、予算特別委員会の開会は、13日目は午後1時から、14日目、15日目、19日目は午前9時からをお願いいたします。

16日目から18日目は休会としますが、常任委員会及び予算特別委員会の審査結果報告書の作成日としましたので、委員長等は報告書の取りまとめをお願いいたします。

20日目を最終日とし、各委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑・討論・採決を行い、全議案を議了したいと思います。

また、最終日には、広報委員会の視察研修結果報告、次に議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査に対し、採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【稲川 洋君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今の副委員長報告のとおり、本日

から3月18日までの20日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの20日間と決定いたしました。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第3、議案第1号「町長の専決処分の承認を求めることについて（令和6年度上三川町一般会計補正予算（第7号）に関する専決処分）」及び日程第4、議案第2号「町長の専決処分の承認を求めることについて（令和6年度上三川町一般会計補正予算（第8号）に関する専決処分）」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第1号及び議案第2号「町長の専決処分の承認を求めることについて」、御説明いたします。

議案第1号の令和6年度上三川町一般会計補正予算（第7号）につきましては、物価高騰を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯へ迅速に給付金を支給するための準備に係る経費を計上し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、2月3日付で専決処分を行ったものでございます。

歳入につきましては、国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額補正し、歳出につきましては、民生費において、物価高騰対応低所得者支援給付金事業に係る事業費を増額補正いたしました。

この結果、歳入歳出予算の総額にそれぞれ155万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を149億3,759万6,000円としたものでございます。

なお、給付金の支給は4月以降となるため、そちらの経費は令和7年度当初予算案に計上しております。

次に、議案第2号の令和6年度上三川町一般会計補正予算（第8号）につきましては、法人町民税の更正申告に伴う還付金及び還付加算金に対処するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、2月7日付で専決処分を行ったものでございます。

歳入につきましては、繰入金で、財政調整基金繰入金を増額補正し、歳出につきましては、総務費で、諸税還付金及び還付加算金を増額補正いたしました。

この結果、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億300万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を150億4,059万6,000円としたものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。7番、志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 今、町長の説明の中で還付加算金の増額というふうな話がありましたが、この内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 税務課長。

○税務課長【信夫一行君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

還付加算金につきましては、関係法令で定め等がございまして、歳出を決定した日までの期間に応じ  
て還付加算金を加算して支出するということになってございますので、それに基づいて今回計上させて  
いただいたものとなってございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 7番、志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 ちょっと私の手元の資料じゃその還付加算金の増額という額がちょっと手元で  
見られないんですけど、幾らになっているんですか。

○議長【稲川 洋君】 税務課長。

○税務課長【信夫一行君】 ただ今の質問についてお答えいたします。

専決処分、補正予算書の、第8号のですね、17ページになりますが、還付加算金ということ  
で228万9,000円を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 ほか、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで討論を終わります。

これから、順次採決いたします。

まず初めに、議案第1号「町長の専決処分の承認を求めることについて（令和6年度上三川町一般会  
計補正予算（第7号）に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号「町長の専決処分の承認を求めることについて（令和6年度上三川町一般会計補正  
予算（第8号）に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第5、議案第3号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることにつ  
いて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第3号「教育委員会教育長の任命につき同意を求  
めることについて」、御説明いたします。

教育委員会教育長の氷室清氏が令和7年3月31日をもって教育長の職を辞することに伴い、後任に

増淵忍氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、任命について議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議案第3号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第3号は同意することに決定いたしました。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第6、議案第4号「財産の取得について（中学校教師用指導書）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第4号「財産の取得について」、御説明いたします。

本案件は、令和7年度使用教科用図書が採択されたことから、中学校教師用指導書を購入するものであり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき提案するものでございます。

取得しようとする財産の種別及び数量につきましては中学校教師用指導書一式で、取得価格は838万6,950円、契約の相手方は上三川町の以文堂菅沼書店でございます。

なお、本年1月20日に物品売買の仮契約を締結しております。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容については努めて基本的な事項のみとしてください。

なお、所管する委員会の内容につきましては委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案についても、委員会に付託する議案に係る質疑については同様の取扱いをお願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第7、議案第5号「財産の取得について（上三川町立学校給食センター食器洗浄機等）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第5号「財産の取得について」、御説明いたします。

本案件は、上三川町立学校給食センターの食器洗浄機等を老朽化に伴い更新するもので、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき提案するものでございます。

取得しようとする財産の種別、数量につきましては、食器洗浄機1台及び自動食器浸漬槽1台でございます。

取得価格は5,609万760円で、契約の相手方は東京都千代田区の東京センチュリー株式会社でございます。

なお、本年1月7日に賃貸借の仮契約を締結しております。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第8、議案第6号「財産の取得の変更について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設（子育て支援センター部分を除く）に係る什器等）（追認）」から日程第10、議案第8号「工事請負契約の変更について（道路改良工事）（追認）」の3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第6号「財産の取得の変更について」から議案第8号「工事請負契約の変更について」まで一括して御説明いたします。

9月議会において物品等の動産について、12月議会において不動産について追認をいただいたところでございますが、契約の変更について確認された3件の追認を得たく提案するものでございます。

議案第6号、財産の取得の変更は、令和5年第4回上三川町議会定例会議案第59号をもって議決された財産の取得について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設（子育て支援センター部分を除く）に係る什器等）の一部に変更が生じ、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例の規定により、予定価格700万円以上の財産については、議会の議決を経てから変更して取得すべきところ、これを経ずに変更に伴う買入れを行っておりました。

取得価格の変更及び理由でございますが、当時の（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設、現在の上三川町ORIGAMIプラザのサーバーラックの追加及び内装が確定したことに伴う事務用机・椅子等の仕様変更等の理由が生じたため、当初2,046万円での取得価格に70万2,900円を増額し、2,116万2,900円に変更を行い、取得したものでございます。

なお、令和6年1月16日に物品売買の変更契約を締結した上で、同年3月29日には什器等を取得しております。

次に、議案第7号及び議案第8号、工事請負契約の変更は、道路改良工事に係る事案で、いずれも当初契約では法及び条例に規定する予定価格が5,000万円以上の工事ではございませんでしたが、建設発生土の処分に要する費用の増嵩により5,000万円を超えたため、本来であれば議会の議決を経て工事請負契約の変更を行うべきところ、これを経ずに契約の変更を行っておりました。

議案第7号の契約の相手方は株式会社柳田商会、変更後契約金額は5,115万円でございます。

議案第8号の契約の相手方は株式会社加藤工務店、変更後契約金額は5,030万3,000円でございます。

これらの事案は、議会の議決に付すべき契約に、契約の変更の場合も適用されることを失念していたこと、チェック体制が機能していなかったことが原因で起きたものでございます。

法令を遵守すべき行政といたしましては大変申し訳なく思っており、町民並びに議会議員の皆様にご心より深くおわび申し上げます。

今後の対策といたしまして、職員の意識強化を図るとともにチェック体制の方策を講じ、再発防止に取り組んでまいるのはもちろんのこと、法令遵守の徹底に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 また、議会の否決を受けずにまたやってしまったということは、毎回毎回こんなことばかりやっているんじゃない、行政としてちょっと反省が足りないんじゃないかと思うんですが、いかがですか。お答え願えますか。年間に予算書や何かをやっていく間に、前回の議会でも2件ほどあったと思うが、1件、2件かな、今回も2件あるというのは、議会の否決をもらわなきゃ契約ができないはずなのに、どうして契約しちゃうんでしょうか。それをちょっとはっきり説明してくれますか。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員に申し上げます。議会の否決を経ないでじゃなくて議会の可決を経ないでということですよ。言葉は正しくお願いします。

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

先ほどですね、町長のほうからも説明がございましたように、今回ありましたこの3件につきまして、もともと、1件目の什器につきましては、もともとこれ、議会のほうで既に可決をいただいていた

たそのものが、また変更があったということで漏れてしまいました。一般的に工事等ではそういったものがよくありますので注意しているところですが、備品での変更というものが、私の記憶する限りでもあまりなかったということで漏れてしまいました。これは大変申し訳なく思っています。

また、工事の2件につきましては、もともとが5,000万円未満であったということで、議会の議決をいただいてごさいませんでした。それが変更により5,000万円を超えた、これは当然、議会の議決を受けると、これは当たり前なんですが、それがまた漏れてしまったと。これも申し訳なく思っています。

これは、今まで何件もありましたものと、またちょっとケースが違ったものでございますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。今後ですね、先ほど町長からもございましたように、こういったことがないように徹底していきたいとします。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 内容が違うとか中身が違うとかということは問題外だと思うんですね。こういうことをしちゃいけないよということをしているということが根本のことで、議会をないがしろにすることは構いませんが、町民の税金ですから、ちゃんとそのぐらいのことをしてから物事というのはやるので、案件が違うからいいんですよという考え方をしているから、これからはそういう間違いが起きるのではないかと私は思っております。税金でやっているんですから、あなた方のお金じゃないんですから、間違いのないようにやって当たり前だし当然なんです。そうでしょう。それで、議会に言わないということは、議員をないがしろにしているんじゃないかと私は思うぐらいです。

以上で説明は要りません。

○議長【稲川 洋君】 ほか、ございますか。7番、志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 確かにですね、ここ、追認、追認というのがもうかなり多く出ています。前回にも言いましたが、行政の仕事というのは全てと言っていいほど、町で定めている条例、規則、要綱に当てはめて実施しているものです。この仕事は条例の第何条なのかと、規約の第何条なのかということで確認をしながら進めていくというのが、これは基本だと思います。そして、一つの起案を回すのに、約、町長まで行くのに、担当者から町長まで行くのに、10人くらいの目を通っている。いわゆる10人の目というのは24の瞳で確認しているということ。にもかかわらず抜けてしまったというようなこと。これは非常に残念なことだと思います。

町長も、申し訳ない、申し訳ないというのを何回繰り返すか、これはもう数え切れないほどだと思うんですけども、町の仕事は、規則、条例、要綱の中でどこかに当てはまる仕事をやっているんだというようなことを、おのおのが判こを押すときに確認して、今後、十分気をつけてやってもらいたいというふうにお願いします。

町長、その辺、どう思いますか。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 今回、変更に伴うことで、3件の追認をいただくということで上程させていただきました。規則にのっとって仕事をやる、それが当然ですし、志鳥議員の御指摘はごもっともだとい

うふうに感じております。今後こういうことがないように、今まで何人も何人ものチェックをする中でそれがちゃんと防げなかったというのは、これは行政として反省しなきゃならないというふうに思っておりますので、今後こういうことがないように職員みんなできちんと対処していく所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 ほか、よろしいですか。ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで討論を終わります。

これから、順次採決いたします。

まず、議案第6号「財産の取得の変更について（（仮称）上三川町生涯学習・子育て支援複合施設（子育て支援センター部分を除く）に係る什器等）（追認）」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「工事請負契約の変更について（道路改良工事）（追認）」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「工事請負契約の変更について（道路改良工事）（追認）」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第11、議案第9号「上三川町個人情報保護法施行条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第9号「上三川町個人情報保護法施行条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、開示決定等の起算日の規定について、条例と個人情報の保護に関する法律の規定との整合性を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたし

ます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第12、議案第10号「上三川町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第10号「上三川町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、令和7年4月から職員に地域手当が新たに支給されることに伴い、懲戒処分として減給をする場合の対象について、給料に地域手当を加えた合計額とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第13、議案第11号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第11号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、令和6年人事院勧告等に基づき国家公務員等の給与改定が行われたことを踏まえ、同様の改定を実施するものでございます。

令和6年4月に遡及して実施する給与改定といたしましては、町議会議員及び町長等の期末手当について、年間支給月数を0.05カ月引き上げるとともに、町職員の給料について、初任給及び若年層に重点を置き、全体で約3%引き上げ、あわせて、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を0.05カ月ずつ引き上げるものでございます。

令和7年4月に実施する町職員の給与改定といたしましては、行政職給料表の3級以上の給料体系の見直し、地域手当の支給地域が都道府県単位に広域化されることに伴う当該手当の新設、通勤手当の公

公共交通機関利用に係る支給上限額の引上げ、扶養手当の配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の増額など、現下の人事管理上の重点課題に対応した改正を行い、包括的に給与制度の整備を行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、本議案については、所管の委員会には付託いたしません。質疑・討論の後、採決を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第 1 1 号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第 1 1 号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第 1 4、議案第 1 2 号「上三川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第 1 2 号「上三川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例で引用する条項の規定の整備を行うとともに、医療費助成に係る個人番号独自利用事務の情報連携を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第15、議案第13号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第13号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、地方税法施行令で定める国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の限度額が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第16、議案第14号「上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第14号「上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用が開始されることに伴い所要の改正を行うとともに、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、条例中の文言を改めるとともに、所要の経過措置を設けるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私のところの委員会のほうでしょうか、付託は。これは付託は私のほうの委員会でしょうか。

○議長【稲川 洋君】 付託案件一覧表という表がありますよね。それを御覧になってください。

○9番【勝山修輔君】 ちょっと今持ってこなかった、持っていなかったものですからお聞きしたんで

す。

○議長【稲川 洋君】 それは総務文教のほうですから大丈夫ですよ。

○9番【勝山修輔君】 私じゃないですね。

○議長【稲川 洋君】 はい。

○9番【勝山修輔君】 それじゃちょっとお聞きしますが、どのように、町の条例からこの文言が変わるというのは、どの部分がどういうふうになるか御説明願えますか。それから、それがどういうふうになって罰則がなくなるのかなくなるのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

先ほどの町長の御説明にもありましたとおり、宅地造成及び特定盛土等規制法の改正に伴いまして、県により令和7年4月に運用が開始されました。それに伴いまして、条例に引用されております条例の名称の変更及び刑法等の一部改正に伴いまして懲役及び禁錮が廃止されましてそれに代えて拘禁刑が創設されたことに伴う条例中の文言を改正する等の変更でございまして、今までの、従前の許可制度並びに罰則については、内容については変更はございません。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、面積や何かが変わったので、ちょっと課長のやつがばたばたばたって、年を取っているせいか、言葉が聞き取れないので申し訳ないんですが、どこのところとどこのところが変わったんですということと、罰則は変わらないということをきちっともう一回教えていただけますか。2回目です。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 繰り返しの答弁となりますが、今までの引用していた法律等が変更されたものと、あと、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、懲役及び禁錮が廃止されまして、拘禁刑が創設されたことに伴います文言の改正となっております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第17、議案第15号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第15号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法

等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、御説明いたします。

本案件は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の条項のずれを改めるため、本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

---

○議長【稲川 洋君】 会議途中ですが、ここで15分間の休憩をいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時02分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復しまして会議を再開いたします。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第18、議案第16号「上三川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第16号「上三川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、介護保険法第115条の46第5項の規定に基づき、従うべき基準とされている厚生労働省令の一部が改正され、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を新たに定める必要が生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第19、議案第17号「上三川町保健福祉業務嘱託員条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第17号「上三川町保健福祉業務嘱託員条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、令和7年度から設置することも家庭センターにおいて、新たに困難事例対応職員を配置するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第20、議案第18号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第18号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第21、議案第19号「上三川町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第19号「上三川町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、条例で引用する条項に変更が生じるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第22、議案第20号「町道路線の認定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第20号「町道路線の認定について」、御説明いたします。

町道路線の認定につきましては、開発行為の完了に伴い町に帰属した道路等について、町道として認定し管理するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第23、議案第21号「上三川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第21号の「上三川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、地域手当の導入、その他所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございま

す。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第24、議案第22号「上三川町下水道条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第22号の「上三川町下水道条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、使用水量の検針及び使用料の徴収を2カ月に1回とする上三川町水道事業給水条例の一部改正に準じて本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本日、町長から、お手元に配付のとおり2件の追加議案が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1及び第2として直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。議案第35号及び議案第36号を日程に追加し、追加日程第1及び第2として議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。日程の順序を変更し、追加日程第1及び追加日程第2を先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。日程の順序を変更し、追加日程第1及び追加日程第2を先に審議することに決定いたしました。

---

○議長【稲川 洋君】 追加日程第1、議案第35号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第35号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、時間外勤務を免除する対象職員の範囲について、現行の3歳未満の子を養育している者から小学校就学前の子まで拡大するとともに、家族に介護が必要になったことを申し出た職員に仕事と介護の両立支援制度に係る意向確認を行うこととするほか、あわせて、病気休暇及び特別休暇の休暇期間等の規定を規則で定めることとするため条例から削除するなど、所要の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

---

○議長【稲川 洋君】 追加日程第2、議案第36号「上三川町職員の旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第36号「上三川町職員の旅費に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行により、旅費の種目及び内容等が国家公務員等の旅費に関する法律施行令に規定されること等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第25、議案第23号「令和6年度上三川町一般会計補正予算（第9号）」から日程第29、議案第27号「令和6年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」までの5議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第23号から議案第27号までを一括して御説明いたします。

まず、議案第23号「令和6年度上三川町一般会計補正予算（第9号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は主に、事業費が確定した、又は確定見込みにある既存予算の組替えを行うとともに、国からの交付金等の増収や補助がある事業等を追加することで、予算を効果的に配分することを目的として編成したものでございます。

歳入の主なものにつきまして、地方交付税では、普通交付税を増額補正いたします。

国庫支出金では、新しい地方経済・生活環境創生交付金を増額補正いたします。

県支出金では、事業費の確定により、農業費補助金について減額補正いたします。

財産収入では、財産運用収入を増額補正いたします。

繰入金では、財政調整基金繰入金を減額補正いたします。

諸収入では、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金について減額補正いたします。

町債では、LED化のため、教育債を増額補正いたします。

次に、歳出の主なものにつきまして、総務費では、財政管理費にて、町債管理基金への積立金を増額補正いたします。

民生費では、社会福祉総務費にて、額の確定により、物価高騰対応低所得者支援給付金を減額補正いたします。

衛生費では、予防費にて、額の確定見込みにより、各種検診・予防接種費を減額補正いたします。

農林水産業費では、農業振興費にて、額の確定見込みにより、強い農業づくり総合支援事業費を減額補正いたします。

商工費では、商工振興費にて、額の確定見込みにより、企業等設備導入奨励金を減額補正いたします。

土木費では、都市計画総務費にて、額の確定により、中心市街地整備事業費を減額補正いたします。

消防費では、災害対策費にて、防災体制整備事業費を増額補正いたします。

教育費では、屋内運動場のLED化のため、小学校費、中学校費を増額補正いたします。

公債費では、地方債利子額を増額補正いたします。

更に、各款において、職員構成の変動や人事院勧告等に伴いまして、人件費について、それぞれ補正いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億216万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を147億3,843万5,000円とするものでございます。

更に、繰越明許費を第2表のとおり、債務負担行為を第3表のとおり、地方債を第4表のとおり、そ

れぞれ補正いたします。

次に、議案第24号「令和6年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」について御説明いたします。

今回の補正は、歳入では保険税の収入見込額の増額及び保険給付費等交付金の減額、歳出では保険給付費の減額などにより、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,562万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を29億111万3,000円とするものでございます。

次に、議案第25号「令和6年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

今回の補正は主に、歳入では交付金の額の確定、歳出では居宅介護サービス給付費の減額により、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,019万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を26億2,638万2,000円とするものでございます。

次に、議案第26号「令和6年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

今回の補正は、歳入では一般会計繰入金の減額、歳出では後期高齢者広域連合納付金の減額などにより、歳入歳出予算の総額からそれぞれ419万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を3億8,504万2,000円とするものでございます。

次に、議案第27号「令和6年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

資本的収入における増額補正833万2,000円の内容は、水道総合地震対策事業に係る補助金を増額するものでございます。

資本的支出における増額補正500万円の内容は、水道総合地震対策事業に係る設計業務委託料を増額補正するものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。なお、詳細につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 それでは、議案第23号「令和6年度上三川町一般会計補正予算（第9号）」について説明させていただきます。

補正予算書の14、15ページでございます。御覧ください。

2の歳入でございます。第10款第1項1目地方交付税1億5,043万9,000円の増額につきましては、普通交付税の再算定によるものでございます。

次に、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金1,372万8,000円の減額は、1節社会福祉費負担金で83万9,000円の減額で、主な理由といたしましては、国民健康保険保険基盤安定負担金の額の確定見込みによるものです。

2節児童福祉費負担金1,288万9,000円の減額は、説明欄に、減額、増額、それぞれ記載はございますが、主な理由といたしまして、児童手当8,461万5,000円の減額で、支給対象者が見込みを下回ったことによるものです。

次に、衛生費負担金 1,139 万 3,000 円の増額は、給付費の額の確定によるものです。

次に、第 2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 2,974 万 4,000 円の増額につきましては、主に新しい地方経済・生活環境創生交付金 2,243 万 7,000 円を計上するものです。

次に、2 目民生費補助金、2 節児童福祉費補助金 280 万 9,000 円の減額につきましては、主に保育対策総合支援事業の減額で、国の事業が一部終了したことによるものです。

次に、3 目衛生費補助金、1 節保健衛生費補助金 272 万 5,000 円の減額は、主に感染症予防事業で、こちらは風疹になりますが、事業費の確定見込みによるものです。

次に、4 目土木費補助金 820 万円の減額は、1 節道路橋梁費補助金 20 万円、2 節都市計画費補助金 750 万円、3 節住宅費補助金 50 万円における減額で、事業費の確定によるものです。

次に、5 目教育費補助金 1,633 万 8,000 円の増額は、1 節小学校費補助金 912 万円、2 節中学校費補助金 798 万 3,000 円の増額で、主に学校施設環境改善交付金で、小中学校屋内運動場の LED 改修工事を計上するものです。

次に、3 節社会教育費補助金 76 万 5,000 円の減額は、入札による事業費の確定でございます。

次に、6 目消防費補助金 12 万円の減額は、補助不採択となったためです。

16、17 ページを御覧いただければと思います。

第 15 款県支出金、第 1 項県負担金、1 目民生費負担金 654 万 2,000 円の減額は、1 節社会福祉費負担金 600 万円の減額で、国庫負担金のところでも説明しましたが、主な理由としまして、国民健康保険保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定の減額で、額の確定見込みによるものです。

次に、2 節児童福祉費負担金 54 万 2,000 円の減額で、説明欄に、増額、減額、それぞれ記載がございますが、主に児童手当の事業費の確定見込みによるものです。

次に、第 2 項県補助金、1 目総務費補助金 45 万円の減額は、移住支援事業費の額の確定によるものです。

次に、2 目民生費補助金 55 万 7,000 円の増額は、主に施設型給付費等事業の額の確定見込みによるものです。

次に、4 目農林水産業費補助金 2 億 1,172 万 9,000 円の減額は、主に、下から 2 段目でございます、強い農業づくり総合支援事業——こちら、ライスセンター建設負担金でございます——における事業費の額の確定によるものです。

次に、6 目土木費補助金 25 万円の減額は、民間住宅耐震診断等助成事業費の額の確定によるものです。

次に、7 目消防費補助金 55 万 7,000 円の減額は、事業の内容の変更によるものです。

次に、8 目教育費補助金 15 万円の減額は、部活動指導員配置事業の額の確定によるものです。

次に、第 16 款財産収入、第 1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金 2 万 3,000 円につきましては、利子分を増額するものです。

次に、第 18 款繰入金、第 2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 2 億 8,856 万円の減額は、今回の補正予算に伴う財源調整でございます。

次のページ、18、19 ページを御覧いただければと思います。

第20款諸収入、第4項3目雑入2,113万5,000円の減額は、主に新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金の額の確定見込みによるものです。

次に、第21款第1項町債、2目農林水産債、農村地域防災減災事業2,510万円の増額、新しい農業づくり総合支援事業2,480万円の減額により、合わせて30万円を増額するものです。

次に、3目土木債、1節道路橋梁債1,350万円の増額、4節街路債670万円の減額は、事業費の確定によるものです。

次に、消防債530万円の増額につきましては、防災体制整備事業で避難所に備蓄倉庫を整備するものです。

次に、5目教育債、1節中学校債1,570万円、2節小学校債1,820万円のそれぞれの増額は、小中学校の屋内運動場LED改修によるものです。

以上で歳入についての説明を終わりにさせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 続きまして歳出予算の御説明をさせていただきますが、各予算科目での説明に入ります前に、補正予算給与費明細書の御説明をさせていただきます。

36ページを御覧ください。

なお、給与費関係の補正予算につきましては、ここで一括して説明をさせていただき、各予算科目の中での給与費関係の内容説明は省略いたしますので御了承いただきたいと思います。

1の特別職についてでございますが、表の下段、比較の欄を御覧ください。

その他の特別職の人数8人減、報酬20万9,000円の減額でございますが、各種委員の減員によるものでございます。

37ページを御覧ください。

一般職、(1)の総括の表でございますが、表の下段、比較の欄を御覧ください。

初めに、職員数、括弧書き、2人の減は、会計年度任用職員の地域おこし協力隊と学校図書館司書の減員によるものでございます。

報酬の653万6,000円の減額は、会計年度任用職員の減員によるものでございます。

給料137万9,000円の減額は、職員が年度途中で1人退職したことによるものでございます。

職員手当531万3,000円の減額は、下の表、職員手当の内訳、こちらを御覧ください。

こちらの比較の欄、扶養手当3万5,000円、通勤手当16万7,000円、時間外勤務手当37万5,000円の増額は、職員の会計間の異動によるものでございます。

期末手当10万5,000円の増額は、年度途中の職員退職による減と、人事院勧告の差額増によるものでございます。

勤勉手当26万8,000円の減額は、年度途中の職員退職によるものでございます。

住居手当4万6,000円、児童手当9万円の増額は、職員の会計間の異動によるものでございます。

会計年度任用職員等手当586万3,000円の減額は、会計年度任用職員の減等によるものでございます。

(1)の総括表にお戻りいただき、共済費、比較欄200万円の減額は、職員の会計間の異動による

ものでございます。

以上で職員給与費明細書の説明を終わります。

続きまして、20、21ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費は、87万1,000円の減額でございます。

8節旅費2万円の減額、こちらは旅費確定見込みによるものでございます。

12節委託料97万円の減額は、職員の研修、健康診断の確定によるものでございます。

2目財産管理費は、1,960万円の減額でございます。

10節需用費450万3,000円の減額、こちらは、庁舎の光熱水費の確定見込みによるものでございます。

12節委託料、こちらは1,144万円の減額でございます。事務機器保守68万円、施設・設備管理227万5,000円、搬入・現場調整848万5,000円、こちらの減額はいずれも、仮庁舎においての事務機器の移設等の額の確定見込みによるものでございます。

13節使用料及び賃借料は、365万7,000円の減額でございます。

事務機器借上15万7,000円の減額は、仮庁舎の事務機器借上額の確定見込みによるものでございます。

車両借上350万円の減額は、大型バスの借上時期の遅れによるものでございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 続きまして、4目防犯費、10節需用費のうち、光熱水費90万円の増額は、電気料金高騰等によります防犯等の電気料金に不足が生じたため増額するものでございます。

5目コミュニティ推進費、14節工事請負費330万円の減額は、明治南コミュニティセンターに接する道路に埋設しておりますヒューム管の撤去に関しまして、その工事手法の変更に伴い、当初予定より安価にできたため減額するものでございます。

6目公共交通費、12節委託費385万5,000円の減額のうち105万5,000円の減額は、民間バスの停留施設の整備について、当初町において整備する予定でございましたが、民間バス事業者との協議の中で、町において整備する必要性がなくなったため減額するものでございます。280万円の減額は、デマンド交通「かみたん号」の運行業務に対する委託料の確定見込みにより減額するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金のうち補助金47万7,000円の増額は、生活バス路線の維持に係る補助金の額の確定により増額するものでございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 次に、7目財政管理費、24節積立金4,247万4,000円の増額は、歳入で説明しましたが、地方交付税の再算定で地方交付税を増額しておりますが、そのうち、臨時財政対策債償還見合い分を積み立てるものです。

次に、8目企画費、1節報酬230万1,000円の減額、3節職員手当等86万3,000円の減

額、８節旅費１５万円の減額、１２節委託料１６０万５、０００円の減額につきましては、今年度、地域おこし協力隊を任用しなかったことによるものです。

２２、２３ページを御覧いただければと思います。

１８節負担金、補助及び交付金２５６万２、０００円の減額は、負担金、補助金ともに、事業費の確定見込みによる減額でございます。

次に、１０目情報管理費、１２節委託料８５万７、０００円の減額、１３節使用料及び賃借料１２６万円の減額、１８節負担金、補助及び交付金３８７万６、０００円の増額につきましては、事業費の確定によるものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 税務課長。

○税務課長【信夫一行君】 続きまして、第２項徴税费、２目賦課徴収費、１８節負担金、補助及び交付金の７０５万円の減額につきましては、定額減税補足給付金の額の確定に伴い減額するものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 続きまして、第４項選挙費、こちらは１９７万４、０００円の減額でございます。１目選挙管理委員会費、３目栃木県知事選挙費、４目衆議院議員選挙費、こちらの減額は、いずれも額の確定見込みによるものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 続きまして、第３款民生費、第１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、１２節委託料５３万７、０００円の増額補正につきましては、重層的支援体制整備事業において、人件費に不足が生じることによるものです。

その下、１８節負担金、補助及び交付金３、３２５万円の減額補正につきましては、物価高騰に対応した低所得者世帯給付金事業における額の確定によるものです。

その下、２４節積立金１９５万５、０００円の増額補正につきましては、ふるさと納税として採納された寄附金を社会福祉基金に積み立てるものです。

続きまして、５目老人福祉費、１２節委託料９１万４、０００円の減額補正につきましては、老人福祉措置事業において、措置対象者が当初見込みより少なかったことによるものでございます。

２４、２５ページをお開き願います。

上段の２７節繰出金１、１０７万６、０００円の減額補正につきましては、国民健康保険事業特別会計の保険基盤安定繰入金等、介護保険事業特別会計の職員給与費等繰入金、後期高齢者医療特別会計の保険基盤安定繰入金等、それぞれの額が確定したことにより、所要の額を増額あるいは減額するものです。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 続きまして、第２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、１０節需用費の１１３万３、０００円の減額補正は、赤ちゃんの出産祝いとしてカタログをお渡しするベビーギフト

トの数が想定を下回ったことによるものです。

その下、18節負担金、補助及び交付金の交付金300万円の減額補正は、第3子以降の赤ちゃんの誕生に交付する出産祝い金の額が想定を下回ったことによるものです。

19節扶助費1億1,280万円の減額補正は、児童手当の支出見込額が想定を下回ったことによるものです。

続きまして、2目母子福祉費、1節報酬の30万円の減額補正は、支援が必要であると判断した家庭へ指導や助言を行う養育支援訪問事業が想定より少なかったことによるものです。

続きまして、3目子ども・子育て支援費、12節委託料の1億2,846万4,000円の増額補正につきましては、保育園等への委託料の額を決定する国基準額が増額改定されたことによるものです。

18節負担金、補助及び交付金の補助金430万円の減額補正は、国の事業が一部終了したことによるもの、19節扶助費の2,436万円の減額補正は、低所得世帯の教材費等の一部を補助するなどの事業が想定を下回ったことによるものです。

続きまして、4目子育て支援センター費、10節需用費22万2,000円及び12節委託料12万5,000円の減額補正は、旧子育て支援センターが閉所したことに伴うものです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料4,080万4,000円の減額補正につきましては、風疹の追加的対策事業の抗体検査数が当初見込みより下回ることによる231万2,000円の減額を、また、風疹の抗体検査において抗体が十分でない方への予防接種及び新型コロナワクチンの予防接種件数が、いずれも当初見込みより下回ることにより、3,849万2,000円を減額するものでございます。

その下、19節扶助費1,014万5,000円の増額補正につきましては、新型コロナワクチンの予防接種において、副反応による健康被害として、新たに国の認定となった方に対する給付費を計上するものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 続きまして、7目母子衛生費、12節委託料の1,661万2,000円の減額補正は、予防接種及び各種検診の数が想定を下回ったことによるものです。

18節負担金、補助及び交付金の交付金730万円の減額補正は、不妊治療費助成及び出産・子育て応援交付金が想定を下回ったことによるものです。

22節償還金、利子及び割引料の80万3,000円の増額補正につきましては、出産・子育て応援交付金の過年度分の額確定に伴う国庫補助金の一部を返還するものです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 続きまして、補正予算書26、27ページを御覧ください。

9目環境衛生費、1節報酬10万9,000円の減額は、審議する案件がなかったことにより、環境

審議会を開催しなかったため減額するものでございます。

第2項清掃費、2目じん芥処理費、7節報償費80万円の減額は、資源再利用運動の団体数及び回収量が当初の見込みより少なかったため減額するものでございます。

12節委託料80万円の減額は、ごみ等の収集補助員の出勤日数等が当初見込みより少なかったため減額するものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、補正額2億4,641万3,000円の減につきましては、18節負担金、補助及び交付金で、まず、農業経営収入保険加入促進事業は、保険の新規加入者に対する補助で、事業費の確定により23万8,000円の減額、強い農業づくり総合支援事業は、JAうつのみやが町内で進めておりますライスセンター整備への補助金の交付決定に伴い、2億3,780万3,000円の減額、農地集積協力金は、農地バンクを活用し、農地を集積した地域に対する交付金で、事業実施地域がなかったため25万円の減額、農業次世代人材投資資金は、新規就農者への交付金で、当初年度内に認定を見込んでおりました新規就農者が認定時期を遅らせたためなどにより695万2,000円の減額、多面的機能支払は、地域の共同活動による農地の保全に対する交付金で、活動面積の縮小に伴い117万円の減額でございます。

次に、5目農地費、補正額2,715万8,000円の減につきましては、まず、14節工事請負費314万6,000円の減は、田んぼダム整備の事業費の確定見込みによる減額でございます。

18節負担金、補助及び交付金の県事業負担金は、県が進めております農村地域防災減災事業、赤沢川改修事業におきまして、国庫補助の追加配分があり、事業を前倒して進めることとなったため、県への負担金を3,013万2,000円の増額、基幹水利施設管理費は、鬼怒川中央地区岡本頭首工の施設管理費負担金で、管理費総額の増に伴い6万6,000円の増額、農業水利施設省エネルギー化推進事業は、令和6年度の電気代高騰分を土地改良区へ補助するもので、10万6,000円の予算を新たに計上するものでございます。

次に、7目農業再生対策推進費、補正額6万3,000円の増につきましては、18節負担金、補助及び交付金で、県から歳入を受け町農業再生協議会へ支出します経営所得安定対策直接支払推進事業費の額の確定に伴い補正するものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 続きまして、同じページ下段にございます7款1項商工費、2目商工振興費、18節負担金、補助及び交付金の250万円の減額は、補助金、交付金ともに、額の確定見込みによる減額となります。

7款については以上となります。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 続きまして、8款土木費につきまして説明させていただきます。

28、29ページをお開き願います。

1 項土木管理費、1 目土木総務費、1 8 節負担金、補助及び交付金 6 0 万円の減額補正につきましては、狭あい道路整備事業におきまして、補助金額の確定に伴い減額するものでございます。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁総務費、1 2 節委託料 1 0 0 万円の減額補正につきましては、道路台帳補正データ作成業務委託におきまして、委託額の確定に伴い減額するものでございます。

2 目道路維持費 1, 3 5 0 万円の財源内訳の変更につきましては、町道 1 - 2 1 号線舗装修繕工事におきまして、起債事業として追加承認を得られたことから、一般財源を地方債に変更するものです。

3 目道路新設改良費、1 2 節委託料 7 5 0 万円の減額補正につきましては、道路整備のための調査測量設計業務委託におきまして、委託額の確定に伴い減額するものでございます。

1 4 節工事請負費 1, 4 0 0 万円の増額補正につきましては、町道 1 - 1 6 号線の道路改良工事におきまして、危険箇所の早期解消を図るため増額するものでございます。

1 6 節公有財産購入費 1 5 0 万円の減額補正につきましては、町道 1 - 1 6 号線の道路改良工事に伴う用地取得におきまして、額の確定に伴い減額するものでございます。

2 1 節補償、補填及び賠償金 5 0 0 万円の減額補正につきましては、町道 1 - 1 6 号線の道路改良工事に伴う物件補償におきまして、額の確定に伴い減額するものでございます。

4 目橋梁維持費、1 2 節委託料 1 9 3 万円の減額補正につきましては、中落合橋修繕設計業務委託におきまして、委託額の確定に伴い減額するものでございます。

1 4 節工事請負費 1 9 3 万円の増額補正につきましては、東蓼沼橋におきまして、木床版の傷みが激しい箇所の修繕を行うため増額するものでございます。

3 項河川費、1 目河川総務費、1 4 節工事請負費 1, 0 0 0 万円の増額補正につきましては、普通河川赤沢川護岸整備工事におきまして、事業の促進を図るため増額するものでございます。

1 6 節公有財産購入費 2 0 0 万円の減額補正につきましては、普通河川赤沢川の護岸整備に伴う用地取得におきまして、額の確定に伴い減額するものでございます。

2 1 節補償、補填及び賠償金 8 0 0 万円の減額補正につきましては、普通河川赤沢川の護岸整備に伴う物件補償におきまして、額の確定に伴い減額するものでございます。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費、1 2 節委託料 5 7 万 2, 0 0 0 円の減額補正につきましては、中心市街地整備に伴う設計業務委託におきまして、委託額の確定に伴い減額するものでございます。

1 4 節工事請負費 1, 4 4 7 万円の減額補正につきましては、国の交付金の交付決定額確定に伴い減額するものでございます。

2 目公園管理費、1 2 節委託料 3 0 0 万円の減額補正につきましては、蓼沼緑地公園給水管布設設計業務委託におきまして、委託額の確定に伴い減額するものです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 続きまして、第 5 項住宅費、1 目住宅管理費 2 0 0 万円の減額につきましては、3 0、3 1 ページをお開き願います。

1 8 節負担金、補助及び交付金の減額で、民間住宅の耐震改修や定住促進住宅取得支援事業などの補助額の確定見込みにより減額するものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 続きまして、第9款1目消防費は4,084万2,000円の増額でございます。

2目非常備消防費は366万3,000円の減額で、7節報償費11万5,000円の減額、こちらは、消防操法大会の中止によるものでございます。

10節需用費333万8,000円のうち322万8,000円の減額は、当初、消防操法大会を予定していたため、団員の活動服を計上してございましたが、中止となったため、アポロキャップ、こちらへ変更したことによる減額でございます。

食糧費11万円の減額は、消防操法大会中止によるものでございます。

18節負担金、補助及び交付金21万円の減額は、消防団員の運転免許取得補助の額確定見込みによるものでございます。

4目水防費36万9,000円の減額、こちらにつきましては、需用費の減で、消防団設備整備補助金の不採択によるものでございます。

5目災害対策費、こちらは4,487万4,000円の増額でございます。

12節委託料492万8,000円の増額は、新しい地方経済・生活環境創生交付金により、水防倉庫等の整備に要する費用でございます。

14節工事請負費570万8,000円の増額は、新しい地方経済・生活環境創生交付金により、指定避難所となっている小中学校10カ所に災害用資材倉庫を設置するため計上したものでございます。

17節備品購入費3,423万8,000円の増額は、新しい地方経済・生活環境創生交付金により、避難所で使用するテント、トイレ等を購入する費用を計上したものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 続きまして、第10款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費、11節役務費、補正額96万円の減額は、タブレット端末の通信料の確定見込みによるものです。

24節積立金、補正額1,080万8,000円の増額は、ふるさと納税による寄附金を義務教育施設整備基金に積み立てるためのものです。

続きまして、32、33ページをお開きください。

第2項小学校費、1目学校管理費、12節委託料、補正額67万2,000円の増額は、工事設計額の確定により100万円の減額及び国の補正予算で採択された本郷北小学校と明治南小学校体育館のLED化改修工事の工事監理費167万2,000円の増額によるものです。

13節使用料及び賃借料、補正額41万円の減額は、教員用パソコンの更新に伴う額の確定によるものです。

14節工事請負費、補正額2,722万3,000円の増額は、主に国の補正予算で採択された本郷北小学校と明治南小学校体育館のLED化改修工事によるものです。

続きまして、2目教育振興費、13節使用料及び賃借料、補正額162万円の減額は、校外学習など

で使用するバスの借り上げ額の確定見込みによるものです。

19節扶助費、補正額130万円の減額は、各種就学援助費の額の確定見込みによるものでございます。

次に、第3項中学校費、1目学校管理費、12節委託料、補正額52万8,000円の減額は、施設管理や工事設計額の確定により180万円の減額及び国の補正予算で採択されました上三川中学校体育館のLED化改修工事の工事監理費の145万2,000円の増額によるものでございます。

13節使用料及び賃借料、補正額613万円の減額は、パソコン室の機器の更新や学校用事務機器の再リースに伴う額の確定によるものでございます。

14節工事請負費、補正額2,926万8,000円の増額は、主に国の補正予算で採択されました上三川中学校体育館のLED化改修工事によるものでございます。

次に、2目教育振興費、8節旅費、補正額8万円の減額につきましては、会計年度任用職員の通勤手当の額の確定見込みによるものでございます。

11節役務費、補正額63万1,000円の減額は、英語力向上事業に伴う英語検定受験料の額の確定によるものでございます。

13節使用料及び賃借料、補正額50万円の減額は、校外学習などで使用するバスの借り上げ額の確定見込みによるものでございます。

19節扶助費、補正額95万円の減額につきましては、各種就学援助費の額の確定見込みによるものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 続きまして、第4項社会教育費、1目社会教育総務費、1節報酬10万円の減額は、学校運営協議会委員の報酬支払い委員数が当初想定した想定より減少したため減額するものでございます。

2目生涯学習センター費2,191万円の減額につきましては、7節報償費で、各種学級講座の受講者からの託児の依頼がなかったことにより、託児ボランティア謝礼12万6,000円減額を、10節需用費で、当初見込みよりORIGAMIプラザ光熱水費の使用料が少なかったことにより、不用額が見込まれるため500万円の減額を、34ページ、35ページをお開きください、11節役務費につきましては、当初見込みよりORIGAMIプラザの電話の使用頻度が少なかったことにより、不用額が見込まれることから53万円の減額を、12節委託料1,625万4,000円の減額は、2月より稼働した公共施設予約システムが当初より安価で導入できたことから、事務機器保守料で227万円、各種業務支援で880万7,000円の減額を、また、ORIGAMIプラザの施設・設備管理費用が当初の計画より安価で済んだことにより、517万7,000円を減額するものでございます。

3目集会所費5万1,000円の減額につきましては、8節旅費で、本年度任用した会計年度任用職員の通勤手当が不要であったことにより減額するものでございます。

5目文化財保護費165万4,000円の減額につきましては、12節委託料で、イベント等に伴う管理業務委託料の額の確定により43万3,000円の減額及び文化財保存活用地域計画の事業費確定

により122万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、5項保健体育費、2目体育振興費122万6,000円の減額は、7節報償費から13節使用料及び賃借料までいずれも、県民スポーツ大会、町民スポーツ・レクリエーション祭の額の確定により減額するものでございます。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 続きまして、4目給食センター費、10節需用費、補正額250万円の減額につきましては、電気料、水道料金の額の確定見込みに伴うものでございます。

12節委託料、補正額102万3,000円の減額及び14節工事請負費、補正額107万5,000円の減額は、いずれも額の確定によるものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 それでは、次に、第12款第1項公債費、2目利子33万5,000円の増額につきましては、地方債利子償還額の確定によるものでございます。

以上で歳出の説明は終わりにさせていただきます。

次に、画面のほう、戻っていただきまして、6ページでございます。6ページを御覧いただければと思います。

第2表繰越明許費補正、追加でございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費で、強い農業づくり総合支援事業から、第10款教育費、第4項社会教育費で、国登録有形文化財生沼家住宅大規模修繕計画作成までにつきまして、令和6年度内の事業完了が困難であるため、繰越明許するものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正、追加でございます。

町政70周年記念事業、町民参加型ギネス記録挑戦事業において、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を520万円とするものでございます。

次に、第4表地方債補正、追加でございます。

表に記載のとおり、14の防災体制整備事業で限度額を530万円とするものでございます。

7ページを御覧ください。

次に、地方債補正、変更でございます。

表に記載のとおり、2の農村地域防災減災事業から9の学校教育施設等整備事業において、先ほど歳入で説明させていただいたように、補正前の限度額を補正後の限度額に改めるものでございます。

以上で令和6年度上三川町一般会計補正予算（第9号）の説明を終わりにさせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 住民課長。

○住民課長【高橋文枝君】 それでは、議案第24号「令和6年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」につきまして御説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開き願います。

2の歳入から御説明いたします。

第1款第1項保険税、1目一般被保険者保険税1,077万1,000円の増額は、被保険者数等の状

況から保険税収入額に増額が見込まれるため補正するものでございます。

第4款国庫支出金、第1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金2万8,000円の増額は、補助金の額の確定に伴い増額するものでございます。

第5款県支出金、第1項県補助金、1目保険給付費等交付金7,900万円の減額は、保険給付費等の支出見込みに伴い減額するものでございます。

第7款第1項繰入金、1目一般会計繰入金718万6,000円の減額は、負担金の額の確定等に伴いまして、1節保険基盤安定繰入金から6節産前産後保険料繰入金までの各繰入金の額をそれぞれ補正するものでございます。

次の14、15ページをお開き願います。

第9款諸収入、第3項雑入、6目保険給付費等交付金返還金976万3,000円の増額は、保険給付費等の精算に伴い、国民健康保険団体連合会からの返還金を増額するものでございます。

次の16ページ、17ページをお開き願います。

3の歳出について御説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費10万5,000円の減額、次の第3項1目運営協議会費23万5,000円の減額につきましては、県の国保連協委員の研修会及び県の国保連協会長会による県外保険者の視察研修におきまして、行事が重なったことなどによりまして不参加となったことによるものです。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、3目一般被保険者療養給付費7,000万円の減額、次の2項高額療養諸費、1目一般被保険者高額療養費900万円の減額、また、その次の第4項出産育児諸費、1目出産育児一時金400万円の減額につきましては、それぞれ今年度の支出見込みに伴い減額するものでございます。

第6款第1項保健事業費、1目保健衛生普及費42万円の増額は、人間ドック助成金の申請者数の増加に伴い増額するものでございます。

次の18ページ、19ページをお開き願います。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、5目保険給付費等交付金返還金1,721万円の増額につきましては、過年度の保険給付費等交付金の精算に伴う県への返還金を補正するものでございます。

6目国県支出金等返還金8万6,000円の増額は、令和5年度の災害臨時特例補助金の額の確定に伴い補正するものでございます。

以上で議案第24号「令和6年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」の説明を終わります。

---

○議長【稲川 洋君】 会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩にしたいと思います。再開は、13時、午後1時からを予定しています。

午後0時09分 休憩

午後１時００分 再開

○議長【稲川 洋君】 それでは、休憩前に復しまして会議を再開いたします。

---

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 それでは、議案第２５号「令和６年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」について御説明いたします。

補正予算書の１２、１３ページをお開きください。

２の歳入から御説明いたします。

第３款国庫支出金、第２項国庫補助金、４目保険者機能強化推進交付金の１１９万３,０００円の減額補正及びその下、５目介護保険保険者努力支援交付金の１１万９,０００円の増額補正は、交付金の額の確定によるものです。

第７款繰入金、第１項一般会計繰入金、５目その他一般会計繰入金３０万７,０００円の増額補正は、職員構成及び共済費の率の変動によるもので、第２項基金繰入金、１目介護給付費準備基金繰入金の６,９４２万６,０００円の減額補正につきましては、交付金の額の確定及び居宅介護サービス給付費が当初見込みを下回ることによる減額です。

続きまして、３の歳出について御説明いたします。

１４、１５ページをお開きください。

第１款総務費、第１項総務管理費、１目一般管理費の４節共済費３０万７,０００円の増額補正は、職員構成及び共済費の率の変動によるものです。

第２款保険給付費、第１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス給付費の１８節負担金、補助及び交付金の７,０００万円の減額補正につきましては、居宅介護サービスにおいて、当初見込みよりも給付が少なくなると見込まれるためでございます。

第３款地域支援事業費、第２項１目包括的支援事業等費の５０万円の減額補正につきましては、高齢者介護用品給付事業の申請見込みが当初見込みより少ないことによるものでございます。

以上で介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 住民課長。

○住民課長【高橋文枝君】 続きまして、議案第２６号「令和６年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」につきまして御説明いたします。

補正予算書の１２、１３ページをお開きください。

まず、２の歳入から御説明いたします。

第３款繰入金、第１項一般会計繰入金、１目事務費繰入金３万７,０００円の増額は、職員構成の変動に伴い一般会計から繰り入れるものでございます。

２目保険基盤安定繰入金４２３万４,０００円の減額は、保険基盤安定負担金の額の確定に伴い減額するものでございます。

次の１４、１５ページをお開きください。

３の歳出について御説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費3万7,000円の増額は、職員構成の変動に伴い増額するものでございます。

第2款第1項1目後期高齢者広域連合納付金423万4,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の減額に伴いまして、後期高齢者広域連合へ支払う納付金の額に変更が生じるため補正するものでございます。

以上で議案第26号「令和6年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 続きまして、議案第27号「令和6年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正予算書の8、9ページをお開き願います。

補正予算書参考資料により御説明いたします。

資本的収入及び支出の収入になりますが、第1款水道事業収入、第4項補助金、1目補助金833万2,000円の増額につきましては、水道総合地震対策事業補助金で、今年度要望事業の内示に伴うものでございます。

次に、支出になりますが、第1款水道事業支出、第1項建設改良費、1目水道事業施設整備費500万円の増額につきましては、水道総合地震対策事業のうち、設計業務委託に伴うものでございます。

以上で議案第27号「令和6年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 ないようですので、これで討論を終わります。

これから、順次採決いたします。

まず、議案第23号「令和6年度上三川町一般会計補正予算（第9号）」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「令和6年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号「令和6年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「令和6年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「令和6年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【稲川 洋君】 日程第30、議案第28号「令和7年度上三川町一般会計予算」から日程第36、議案第34号「令和7年度上三川町下水道事業会計予算」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 それでは、御提案いたしました令和7年度の上三川町当初予算案につきまして、令和7年度の町政運営に対する所信の一端を申し上げますとともに御説明いたします。

昨今では、数年来のコロナ禍により、社会生活様式は大きな変容を強いられることとなり、更に続けた物価高騰により、社会レベルにおいても、また、我々の日々の生活というレベルにおいても、非常に厳しい状況が続いております。

しかしながら、全国的な所得上昇を背景として、県内におきましても、落ち込んでいました個人消費の回復傾向が見られるなど、徐々にではありますが、持ち直しが進んでいるところでもあります。

現状では、いまだ目に見える景気の上向きを実感できるとは言い難い状況ではありますが、今後も、本町といたしましても、町民の皆様の日常生活の下支えとなるよう、当面の物価高騰に対し、引き続き対策を講じてまいります。

さて、令和6年12月末、国は、地方創生10年の反省を踏まえた取組みとなる地方創生2.0を起動し、その基本構想策定に向け、基本的な考え方を示しました。

地方創生2.0の下では、地域自らが真剣に考え、行動を起こし、自主的、主体的に取り組むことが、これまで以上に求められることとなります。本町におきましても、当然その例外となるものではございません。これにより、既存の取組みについては、これまでの経験を生かし、よいものは伸ばし、逆に見直すべきものは見直していくことが必要となります。

また、新しい取組みについても、本町の更なる発展のため必要なもの、有用なものについては臆することなく取り入れていくことが必要不可欠となり、それが、次代においても輝ける上三川町を創生していくことにつながってまいります。

このように、本町といたしましては、国の新しい動きにもしっかりと歩調を合わせつつも、結婚、出

産、子育て、教育と切れ目ない支援の充実、災害に強いまちづくり、産業の振興などの、これまでも、そしてこれからも真摯に取り組んでいかなければならない課題に対応し、また、同時に、老朽化が進む公共施設やインフラの更新及び長寿命化、持続可能で活力あるまちづくりの推進など、中長期的に対応しなければならない課題にも対処してまいりたいと考えております。

国の令和7年度の経済見通しでは、令和6年11月に策定した国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策の効果が下支えとなり、引き続き民間需要主導の経済成長が期待されており、国の令和7年度一般会計予算案の総額は、昨年度から2兆9,698億円増の11兆5,415億円となっております。

内容としては、賃上げと投資が牽引する成長型経済へ移行するための予算として、経済・物価動向に配慮しつつ、重要な政策課題に対応するとされており、その中では、こども未来戦略に基づくこども・子育て支援の本格実施や地方創生交付金の倍増などが示されております。

一方、地方財政計画の規模は、対前年比3.6%増の9兆7兆100億円程度となっております。

地方交付税については、総額で前年度を1.6%上回る1兆8兆9,574億円が確保され、それに伴い、臨時財政対策債の発行額は、平成13年度の制度創設以来初めて新規発行額ゼロとなりました。

また、令和7年度地方財政対策の通常収支分における地方交付税の不交付団体を含めた一般財源総額については、社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中にあっても、地方団体が、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、前年度を上回る6兆7兆5,000億円を確保する内容となっております。

こうした状況から、令和7年度上三川町一般会計の当初予算は、公共施設やインフラ施設等の改修、修繕に係る費用、大幅な増加となる社会保障費、防災・減災対策推進のための費用など、当面する行政需要に適切に対応しつつ、物価高騰や賃金上昇などの影響にも配慮した上で配分するものとししました。また、緊急性、重要性に鑑みて必要があるものについては、財源として、基金や地方債、とりわけ交付税措置のあるものについて積極的に活用することとし、予算編成いたしました。

この結果、令和7年度上三川町一般会計予算案の総額は1兆4兆5億7,600万円となり、前年度と比較して、4億2,800万円、3.0%の増となります。

歳入全体の44.3%を占め、歳入の根幹となります町税については、前年度比5億1,200万3,000円、8.6%の増収となると見込んでおります。特に町民税においては、雇用・所得環境が緩やかにではありますが改善しており、個人所得は着実な増加が続くと見込まれること、また、昨年度は、国の定額減税制度の影響によりまして、そもそも例年ベースより低い額となっていたこともあり、増収を見込むものでございます。

地方交付税については、国が示した地方財政対策や交付実績などから、引き続き交付団体となると見込みまして、4億5,700万円を計上いたします。

繰入金においては、財源調整のために、財政調整基金から5億5,400万円を、また、庁舎改修事業の財源として、公共施設総合管理基金から1億円を、それぞれ取り崩します。

町債につきましては、主なものとして、庁舎改修、町内の全小中学校屋内運動場及び体育センターの空調設備整備、道路整備、河川整備等の財源として起債し、財政負担の平準化を図ることといたします。

歳入を財源別に申し上げますと、自主財源は80億2,109万1,000円、構成比55.0%、前年度比4億5,984万9,000円、6.1%の増、依存財源は65億5,490万9,000円、構成比45.0%、前年度比3,184万9,000円、0.5%の減となります。

次に、歳出につきまして、性質別で申し上げますと、消費的経費は98億5,833万7,000円、前年度比8億3,020万6,000円、9.2%の増となります。

投資的経費は26億564万円、前年度比3億9,108万6,000円、13.1%の減となります。

その他の経費は21億1,202万3,000円、前年度比1,112万円、0.5%の減となります。

次に、各特別会計予算案について申し上げます。

国民健康保険事業は29億8,500万円で、前年度比9,000万円、3.1%の増、介護保険事業は23億4,700万円で、前年度比6,100万円、2.5%の減、後期高齢者医療は3億7,900万円で、前年度比800万円、2.1%の減、農業集落排水事業は3億3,400万円で、前年度比200万円、0.6%の増となります。

以上、一般会計と特別会計を合計した予算案総額は206億2,100万円となり、前年度予算と比較して、4億5,100万円、2.2%の増となります。

最後に、公営企業会計予算案について申し上げます。

水道事業会計の収益的収支では、収入5億8,572万1,000円で、前年度比1,704万9,000円、2.8%の減、支出5億7,815万5,000円で、前年度比1,060万4,000円、1.8%の減、資本的収支では、収入2,520万7,000円で、前年度比3,870万円、60.6%の減、支出6億4,543万9,000円で、前年度比2億6,094万7,000円、67.9%の増、下水道事業会計の収益的収支では、収入9億5,140万6,000円で、前年度比3,712万5,000円、3.8%の減、支出8億9,396万7,000円で、前年度比3,972万9,000円、4.3%の減、資本的収支では、収入5億5,141万3,000円で、前年度比593万1,000円、1.1%の増、支出6億5,426万円で、前年度比808万9,000円、1.3%の増となります。

それでは、令和7年度一般会計主な事務事業の概要につきまして、新規の事業、拡充した事業などを中心に御説明いたします。

第2款総務費では、昨年度に引き続き、庁舎の大規模改修を行います。また、DX推進事業を拡充し、行政手続のオンライン化の推進や書かない窓口の導入などにより、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等を活用した業務効率化を図り、自治体DXを推進いたします。

第3款民生費では、引き続き、子ども・子育て家庭への施策、高齢者施策、障がい者施策等の各種施策に取り組みつつ、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の整備を進めてまいります。

第4款衛生費では、物価高騰対策事業といたしまして、省エネ性能の高い家電製品の購入を支援するための補助を実施いたします。

第6款農林水産業費では、新規事業といたしまして、農業振興奨励金として、大規模な農業用施設等を新設又は増設した農業者等に対し、固定資産税相当額を交付いたします。また、物価高騰の影響を受けている農畜産業者への支援を実施いたします。

第7款商工費では、町の産業振興や地域活性化を目指し、広域交通基盤の優位性を最大限に生かした道の駅の整備を推進してまいります。また、物価高騰対策として、プレミアム商品券事業の拡充及び中小企業者等に対する燃料費、光熱費の支援を実施します。

第8款土木費では、新産業団地周辺道路の整備を実施いたします。また、継続事業として、防災力強化のため、赤沢川の護岸整備や、魅力ある市街地環境の創出のため、中心市街地の道路美装化事業等を引き続き実施いたします。

第9款消防費では、ハザードマップの更新を実施します。また、新規事業といたしまして、防災情報の発信体制整備や、ウェブハザードマップの整備といった防災DXの推進を図ります。

第10款教育費では、環境改善のため、指定避難所である町内の全小中学校の屋内運動場及び体育センターへの空調設備を設置いたします。また、物価高騰対策として、小中学校の給食費について支援いたします。

令和7年度の主な施策の概要の説明については以上となります。あわせて、持続可能な財政運営を堅持していくため、第5期上三川町財政適正化計画に基づきまして、行政のスリム化、住民サービスの最適化を進めるなど、行財政改革にも引き続き努めてまいります。

本年は、町政70周年を迎えるとともに、本町の最上位計画である総合計画を更新し、上三川町第8次総合計画を策定する年でもあります。また、同時に、国においても地方創生2.0が起動し、地方創生の今後10年間の集中的に取り組む基本構想が取りまとめられております。新たなステージを迎えた地方創生に立ち向かっていくため、本町の輝く未来のため、新たな施策への挑戦を続けることをお約束するとともに、町民の皆様、議員の皆様におかれましては、上三川町のますますの発展のため、格段の御理解と御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和7年度に臨む所信の一端を申し上げますとともに、予算案の概要について御説明いたしました。慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第28号から議案第34号までの7議案については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、議案第28号から議案第34号までの7議案については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

次に、委員会の名称については、上三川町議会の運営に関する要綱第98条の規定により「令和7年度予算特別委員会」に、また、委員会の定数は、上三川町委員会条例第5条第2項の規定により議会の議決で定めることとなっておりますので、議員全員の14人としたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、特別委員会の名称は「令和7年度予算特別委員会」に、また、委員会の定数は議員全員の14人と決定いたしました。

次に、令和7年度予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。正副委員長の選任につきましては、上三川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選すること

になっております。

---

○議長【稲川 洋君】 ここで、正副委員長の互選をするため、暫時休憩いたします。場所につきましては、応接室が使用できないため、各種委員会室、一番西側の部屋ですね、そこでお願いいたします。休憩中に互選いただき、休憩後、その結果について、最年長議員の9番、勝山修輔君より報告をお願いいたします。

午後1時27分 休憩

午後1時36分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して、会議を再開いたします。

---

○議長【稲川 洋君】 休憩中に互選いただきました、令和7年度予算特別委員会の正副委員長について、報告を求めます。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 委員長に津野田議員、副委員長に上村議員と決定いたしました。  
以上です。

○議長【稲川 洋君】 ただ今報告のとおり、令和7年度予算特別委員会の委員長に津野田議員、副委員長に上村議員については決定いたしました。

---

○議長【稲川 洋君】 お諮りします。会議規則第46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第4号、議案第5号、議案第9号、議案第10号、議案第12号から議案第22号まで及び議案第35号、議案第36号については3月10日までに、令和7年度予算特別委員会に付託しました議案第28号から議案第34号までについては3月13日までに審査を終了するよう、それぞれ期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、常任委員会に付託しました議案第4号、議案第5号、議案第9号、議案第10号、議案第12号から議案第22号まで及び議案第35号、議案第36号については3月10日までに、令和7年度予算特別委員会に付託しました議案第28号から議案第34号までについては3月13日までに審査を終了するよう、それぞれ期限をつけることに決定いたしました。

---

○議長【稲川 洋君】 本日はこれで散会いたします。

なお、明日2月28日から3月3日までは休会とし、3月4日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後1時39分 散会